

就学前のこどもの育ちに係る主な現行施策の概要

資料 1-4 令和 4 年 9 月 20 日
第 2 回「就学前のこどもの育ちに係る
基本的な指針」に関する有識者懇談会

妊娠期～

0 歳

1 歳

2 歳

3 歳

4 歳

5 歳～

小学校～

妊娠期
～
出生

未就園児

幼稚園

幼稚園教育要領

認定こども園

幼保連携型認定こども園
教育・保育要領

保育所

保育所保育指針

児童発達支援センター
児童発達支援事業所

児童発達支援ガイドライン

※幼稚園・認定こども園・保育所にも通園している場合がある

小学校

小学校
学習指導
要領

幼保小の
架け橋
プログラム

母子保健事業（未就学まで）、医療機関等

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針

家庭や地域社会

家庭教育支援の推進

体罰等によらない子育てのために

① 妊娠期から出生前後のこどもの育ち（子育て）を支えるための施策

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和3年2月9日閣議決定）

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するため、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第11条第1項の規定に基づき策定。

現在の方針は、令和2年度から令和4年度までの3年程度を1つの目安として策定されているところ、策定以降における、制度や施策等の改正・変更、医療・保健・福祉・教育等の現場において新たに課題となっている事項への対応等を反映させるため、現在、成育医療等協議会において見直しに向け議論中。（厚生労働省）

② 小学校就学前のこどもの幼児教育の内容を保障するための施策

幼稚園教育要領（平成29年3月31日 文部科学省告示第62号）

全国的に一定の幼児教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、学校教育法施行規則第38条の規定に基づき策定。

直近の改訂では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿」を明確化するとともに特別な配慮を必要とする幼児について、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用を努力義務化。（文部科学省）

※幼児教育に係る内容に関しては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針と整合性を図っている。

③ 小学校就学前のこどもの保育の内容を保障するための施策

保育所保育指針（平成29年3月31日 厚生労働省告示第117号）

保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき策定。直近の改定では、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を示し保育所保育における幼児教育を積極的に位置づけるとともに、乳児・3歳未満児の保育や障害のあるこどもの保育に関する適切な計画の作成等について、指針及び解説における記載の充実を図っている。
（厚生労働省）

※幼児教育に係る内容に関しては、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領と整合性を図っている。

④ 子ども・子育て支援新制度における教育・保育の一体的提供を保障するための施策 （特に、幼保連携型認定こども園における教育・保育の内容保障に関することについて）

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月改訂 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）

全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第10条1項に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する基準を策定。

幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化を図るとともに、特別な配慮を必要とする園児への指導の充実等が明記されている。（内閣府）
※幼児教育に係る内容に関しては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針と整合性を図っている。

⑤ 小学校就学前の障害のあるこどもの育ちを支えるための施策

児童発達支援ガイドライン（平成29年7月24日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

児童発達支援事業所及び児童発達支援センターの支援の質の確保及びその向上を図るため、障害のあるこども本人やその家族に対して児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして策定。これに基づき、障害のあるこどもを支援。（厚生労働省）

その他インクルージョンを推進する観点から、保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う「保育所等訪問支援」を実施。（厚生労働省）

⑥ 幼保小の円滑な接続の保障のための施策

幼稚園教育要領（平成29年3月31日 文部科学省告示第62号）

幼稚園教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすることについて記載。

保育所保育指針（平成29年3月31日 厚生労働省告示第117号）

保育所保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすることについて記載。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月改訂 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）

教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすることについて記載。

小学校学習指導要領（平成29年3月31日 文部科学省告示第63号）

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるように配慮。

幼保小の架け橋プログラムの実施

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施する（令和4年度～）。「幼保小の架け橋プログラム」のねらいは次のとおり。

- ・ 幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラム（アプローチカリキュラム）小学校1年生のカリキュラム（スタートカリキュラムを含む）を一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進

- ・ 3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及等

なお、中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」において、幼保小の接続期の教育の質保障に関して、引き続き検討を行う予定。（文部科学省）

⑦ 家庭や地域社会における就学前のこどもの育ちを保障するための施策（体罰等によらない子育てに関することを含む）

家庭教育支援の推進

保護者が家庭教育を行う上で必要となる学びを支援するために、各自治体が学校や関係機関とも連携しながら行う保護者への学習機会や情報の提供等の取組を促進。また、社会の変化に対応した効果的な家庭教育の支援方策を調査検討し、全国的な普及啓発を実施。（文部科学省）

体罰等によらない子育てのために（令和2年2月厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」報告）

親権者等による体罰等の禁止を規定した、令和元年の児童福祉法改正を踏まえ、有識者からなる検討会においてとりまとめ。体罰禁止に関する考え方等を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えるとともに、保護者が子育てに悩んだ時に適切な支援につながることを目的として策定。（厚生労働省）